

令和 7 年高島市農業委員会第 7 回総会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 7 月 1 0 日（木）
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 5 0 分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館 3 階 会議室 1 1 ・ 1 2

3 出席委員（18 人）

会長	6 番	中田正敏
	1 番	田中孝敏
	2 番	青谷喜代一
	3 番	橋本久義
	4 番	高木敏一
	5 番	采野 哲
	7 番	前川幸雄
	8 番	古谷久栄
	9 番	上原満枝
	10 番	地村満信
	11 番	中川幸雄
	12 番	中江武良
	14 番	山田善嗣
	15 番	浅井嘉己（議事録署名委員）
	16 番	古田卓見（議事録署名委員）
	17 番	清水 巧
	18 番	足立 功
	19 番	石津紘子
4 欠席委員	13 番	岸田忠則

5 遅参した委員 な し

6 傍聴人の数 な し

7 次第

1. 開会
2. 高島市農業委員憲章唱和
3. 会長挨拶
4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第1 令和 7 年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第 1 回会長会につい

て

第2 湖国女性農業・推進委員会総会・研修会について

第 3 報告第 12 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る届出書の受理について

第 4 報告第 13 号 農地の転用事実に関する照会について

第 5 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 6 議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 7 議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について

第 8 議案第 32 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 連絡事項

(1) 令和 7 年第 8 回総会について

・ 日 時 令和 7 年 8 月 8 日（金） 午後 1 時 3 0 分

・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 9 ・ 1 0

6. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課

主任

奥村 志穂

主査

上原 翔

7. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局

局長

川崎 弘

参事

前河 康史

主任

飯田 浩一

8. 会議の概要 次のとおり

事務局	それでは、始めさせていただきます。皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき誠に有難うございます。それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和 7 年第 6 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、18 名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。欠席の委員は、13 番岸田委員です。本日の案件は、報告事項が 2 件、報告案件が 9 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件が 12 件、第 5 条案件が 2 件、市長部局からの案件として、農用地利用集積等促進計画案件が 258 件、農業経営改善計画の認定案件が 17 件、以上 300 件につきまして、ご審議いただくことになっております。また、総会終了後、令和 7 年度第 2 回農業委員会全員協議会の開催を予定しておりますので、各委員におかれましても、スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。
-----	---

	す。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます 議事日程第7、議案第31号「高島市農用地利用集積等促進計画の決定について」は●番、●●●●に、また、議事日程第8 議案第32号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」は●●番、●●●●であります。本日欠席のため、一括して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。本日、お手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の2点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日配布させていただいております。なお、個人情報の観点から「総会 議案書」「報告・議事案件資料集」につきましては、会議終了後回収させていただきます。また、本日も各農業委員の皆様には、タブレットを持参いただくこととなっております。議案書をメールにて送付させていただいておりますので、ご確認のうえご活用いただきたいと思います。併せて、総会終了後は、データを削除いただきますよう重ねてお願いさせていただきます。 なお、本日の総会終了後には、農地利用最適化推進委員の皆様を交えて全員協議会を開催させていただくこととしております。皆様には全員協議会用の資料を封筒にて、地区委員長様には農地パトロールに関するファイル、2万五千分の1の地図、パトロール活動の記録用紙をお配りしております。ご確認いただきますようお願いいたします。また本日は、土地対策および人対策分科会の代表の方より取りまとめたいただいた意見書の案をお配りさせていただきました。各分科会の皆様におかれましては、ご一読のうえ、ご意見等がありましたら、7月末までに、各分科会の代表の方へ提案いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。8月の総会終了後の分科会で意見書の最終調整をお願いさせていただく予定としております。 それでは、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長よろしくをお願いいたします。
地村副会長	はい。それでは、すみません。ご起立お願いできますか。総会議案書の1枚目をめくっていただきましたら、憲章が載っておりますので、ご覧いただいて、一緒に唱和をお願いします。それでは参ります。 （唱 和）
地村副会長	はい、どうもありがとうございました。

事務局	はい。ありがとうございました。それでは、中田会長よりご挨拶をいただきます。ご挨拶の後、総会の議事進行は高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長にお願いをいたします。それでは、よろしくお願いします。
会長	それでは、改めまして皆さんこんにちは、連日の猛暑が続いておりまして、それぞれの作業等にも非常にご苦労いただいていると思いますし、また、常の生活をする中におきましても、熱中症等々が多発しているというような状況だというふうに伺っておるところでございます。また農業にとりまして、大切な水の問題でございますけれども、今年は例年から20日余り早く梅雨が明けたということもございましたし、また本格的な梅雨という時期につきましても、大きな雨雲がなかったということで、大変、用水等の確保に、皆様方もご苦労をされているのではないかなというふうに思っております。私が見て回っている範囲でございますと、石田川の下流域、そして安曇川それから鴨川の下流域でも、水の流れというようなものが停まっているような状況であります。天気予報を見ておりましても14日15日16日に、ちょうど半分ずつぐらい雨というような予報はあるんですが、あまりまとまった雨も期待できないかな。ということになってまいりますと、これから一番水の必要な水稻につきましては、これは豊作になるのかどうか。と心配される昨今ではないかな。と思っております。そうした中、私達もせっかく米の価格が上がってまいりまして、今年は豊作であれば、ある一定の潤いができるな。と期待感をお持ちだと思いますが、なかなか世の中うまく進まないという懸念もされている状況であります。やはり創意工夫が必要でございますし、それから水の配分につきましては、我田一水ではなくやはり均等な浸水というふうな形で、皆さん方が、それぞれご配慮いただくことが持続的な農業に繋がっていくのではないかと。このように思っているところであります。また政治の話はあまりいたしません。参議院選挙が3日に告示をされまして、20日投票ということで、今年は何十年ぶりかという感じで、米の価格問題が選挙のひとつのテーマに上がっているというところであります。攻める攻防、守る攻防というんですかね。そういった立場の中で、それぞれ話ができているんですが、一番大切なのは、やはり生産者が意欲を持つというよりも、やはり農業をしていて良かったな。とっていただけるような収入が得られる方策、これが大事でございますし、そして、それに合わせまして消費していただく皆さん方から、これは高くて手が届かない商品だねっていうよう

	なことにならないような米の政策、農業政策というようなものをしっかりと政府の中で取り組んでいただくことが一番ありがたい。と思いながら、各党派それぞれの皆さん方のご意見をいたるところで拝聴しているところでございますが、満塁ホームランは無いという印象を受けております。こうした中でございますが、私達、農業委員会としましては、地域計画が一応今年の3月31日で策定されたということでございますが、これは、ただ単に形ができたというだけであって、実質的に地域計画が動いて、担い手がしっかりと農地を引き継ぎ、農業で生活をしていく。そして、また次の世代に繋いでいくというような、しっかりとしたものには、まだまだ仕上がっていないというように考えております。こうしたことで、関係機関等々ご協力をいただく中で、私達、農業委員会につきましても、農業委員または農地利用最適化推進委員の総力を挙げて、やはり取り組むべき事項として変わりございませんので、一応期間が終わったので。ということではなく、引き続き地域の中で、それぞれ皆さん方のご指導をお願い申し上げたいと、このように思っております。今日は暑い時でございますので、できるだけ早いスピードで会議を進めさせていただきたい。このように思っておりますのでご挨拶はこれぐらいにさせていただきまして、続いて会議に進行させていただきたいと思えます。この間にいたしましても、日頃の皆様方のご活躍と、それから農業委員会の発展につきまして、それぞれお考えをいただいていることにつきまして、感謝を申し上げまして、開会にあたってお礼と開催のご挨拶に代えさせていただきたいと思えます。お世話になりますが、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、これより令和7年第7回高島市農業委員会の総会を開会させていただきます。本日の議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、私の方から指名をさせていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、15番浅井嘉己委員、16番古田卓見委員を指名させていただきます。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、議事日程第2、報告事項を議題といたします。報告事項第1「令和7年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第1回会長会について」は、私が参加しましたので、自席からではありますが、私から報告させていただきます。

会長	それでは概略で恐縮でございますが、ただいま申し上げました都市連の会長会につきまして報告をさせていただきます。日時につきましては、令和7年6月30日に長浜市で開催をされました。本年度から湖南市の上田農業委員会会長が、この都市連の会長に輪番で就任をされているところでございます。それから議事事項につきましては、役員の選任についてということで、これは1年の任期で変わられるものでございます。それから第2号議案につきましては、令和6年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会の事業報告について。それから第3号議案につきましては、令和6年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会の収支決算報告および会計監査結果について。ということで、それぞれ上程をされたところでございますが、これにつきましては、全て全員挙手で、可決をされました。第4号議案につきましては、令和7年度の都市連絡協議会の事業計画、それから第5号議案につきましては、令和7年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会の収支予算についてそれぞれ協議をされました。基本的には例年と変わらないスケジュールでございますし、そしてまた予算等の貼り付けにつきましても、同様のものでございます。ということで、これにつきましても全議案全員挙手で可決されたところでございます。続いて県の農政課および県農業会議の方から情報提供というふうなことで説明がございました。この中でちょっと課題になっておりますことを一部申し上げますと、都市連の方向性についてということで、滋賀県には13市6町の農業委員会が、それぞれあるわけでございますが、都市連は県内の13市が一つのグループになっているというところでございまして、これにつきましては、会員相互の連携、情報交換を図りというふうなこと、それから共通の課題につきまして、それぞれ調査研究をすることになってございますが、まず、同じ13市でもそれぞれの市によりまして、例えば高島とそれから草津というふうなことになる、同じ市でも課題は全く違ってくるというふうなところもございまして。そうしたことを含めて、これまで都市連に参加していない6町も一緒に入れてやったらどうか。というふうなことが数年前から課題として挙がっております。それぞれの意見集約をしている状況でございますけれども、なかなかそれぞれの政策等の違いもございまして、ひとつにはなかなかないというふうなところで、この都市連の方向性を、やはりきちっと持つことによって、今後の活用の仕方も考えていかなければならないという一定の方向性はでているものの、なかなか話がまとまっていけない状況です。それともう一点は、滋賀県農政課からの情報提供でございますが、滋賀県の農振基本方針の変更についてでございました。農用地区域内農地の県の面積目標というようなものがあるわけでございますけれど
----	--

も、これをどのように示していくのかっていうふうなことで、それぞれの市町の中にこれぐらいというものが出ているんですけども、それぞれの事情によりもよりますし、県全体としては、これだけというふうな面積があるんですけども、現行面積が49,421ヘクタール。それから12年の目標とするのが49,217ヘクタールでありますので、約2040反ほど減少するであろう。とのことでございます。これは農業振興地域に限った面積でありまして、白地の部分については除外されていると。これで都市型の草津それから守山この辺につきましては、工業用地とか、住宅用地とかで非常に農地が潰れているわけなんですけれども、ひとつの市だけで、その制限を受けるという意味ではなく、その減った分全体を、次の年になりますと、他の農業委員会においても、そのしわ寄せが来るというようなシステムで、制限を受けていくという内容になっており、これからの市の農業委員会といたしましても、工業団地の指定が滋賀県の二つのうちのひとつができていくというふうな状況、それから優良農地がやはり2分の1の関係とかで工業用地とか駐車場とかっていうふうなものに変わっていったというふうな状況もございます。それと一番大きいのが太陽光発電というこれは、青地には許可しないというのが原則になっているんですけども、この辺につきましてもやっぱりしわ寄せがでてくるのではないかなと感じております。またそれとちょっと関連があるんですけども、アメリカが中国人等への農地の売買を禁止するような法律になってまいりまして、日本はまだ禁止というところまでは進んでおりませんが、追跡してみると年々増えている現状がでございます。日本では、中国を中心とする諸外国の皆さん方が、農地も含めて山も原野も買うということが起こっておりますし、これは、数年のうちに大きな課題になるのではないかなと思っております。このことにつきましても、滋賀県は、特に高島の方は地価が安いということもありますので、狙われやすい地域になっていることも確かだなということも思います。私たち農業委員会としてもいろんな許可案件で確認をいただきます時には、十分ご留意をいただきたい。というように思っているところでございます。それから中間管理機構と通じた農地の売買制度についてということで、5万円の経費が必要になるというふうなことでデメリットと感じますが、農地を売る側からすると800万円の譲渡所得控除があるというところがございます。それから農地移動適正化あっせん事業実施要領というものがあんですが、これは昭和45年に制度ができておりまして、あまりわからない法律なんですけれども、管理機構だけではなく、こういった方法で農業振興地域内の農地を農業委員会が売買や貸借などの権利移動をあっせんすることもできるというふうな

会長	ことでございます。このあたりをうまく使っていただきますと８００万円の所得控除はできるんですが、不動産登記は自分でやらなければならないというところでございます。まあ、この点につきましては、また取りまとめていただいて一度、事務局の方から皆さん方にご提案しご説明申し上げたい。と思っております。この点につきましても、こういうものがあるんやということで、今回はご理解いただきたいと思っております。ちょっととりとめのない話で恐縮でございますが、以上ご説明とさせていただきたいと思えます。 このことについて何かご意見ご質問ございましたらご発言いただきたいと思えます。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、以上で、報告事項第１を終りたいと思えます。 次に、報告事項第２「湖国女子農業・推進委員協議会総会・研修会」については、事務局から報告をお願いします。
事務局	それでは事務局より説明させていただきます。「湖国女性農業・推進委員協議会の総会・研修会」が６月２４日に草津市で開催され、古谷委員、石津委員、事務局前河の３名が参加いたしました。総会の議事については、まず、令和６年度事業報告および収支決算（案）の承認について。次に、令和７年度事業計画および収支予算（案）の承認について。それから、令和７年度会費および納入期日（案）の承認について。でございました。 それぞれ、事務局から内容の説明があり、すべての議事で、議案書（案）のとおり承認されたものであります。令和６年度事業報告および収支決算については、総会、役員会の開催、各種研修会の開催、女性農業委員等の登用促進活動、女性農業者支援事業への協力などの取り組みについて報告を受けました。なお、令和７年度の事業計画および予算措置につきましては、引き続き総会、役員会、各種研修会を開催するほか、令和８年に任期満了を迎える県内１７市町に農業委員、推進委員の女性登用促進をお願いするキャラバンを実施する予定です。総会終了後には、長野県の有限会社トップリバーの嶋崎取締役会長から「令和の農業界の女性の役割について」講演がありました。農業をビジネスモデルとして成長させ、年商２０億を超える成長企業に育てるとともに、多くの研修生を多年にわたり受け入れ、

	新しい担い手を輩出してこられた法人です。その経験から女性活躍を通じた将来の農業をけん引する農業者の育成のノウハウと経営について学ぶ機会となりました。以上、簡単でございますが報告に代えさせていただきたいと思います。
会長	このことにつきまして何か、ご意見とかご質問ありましたら、ご発言をお願いします。参加されました古谷委員、石津委員から、何かご意見がございましたらお願いしたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見も無いようでございますので報告事項第2号を終わらせていただきます。
会長	それでは次に、議事日程第3報告第12号「農地法第4条第1項第8号に係る届出書の受理について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。報告第12号。農地法第4条第1項第8号に係る届出書の受理について。農地法第4条第1項第8号に係る届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づきこれを受理したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和7年7月10日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示、地番1727番1。地目、田。面積664平方メートルのうち56.3平方メートル。転用目的、駐車場。位置図等は、報告・議事案件資料集の1ページ2ページをご参照ください。本届出は、農業用の駐車場として利用するために、農地の一部を農地転用されるものです。届出地は、農業振興地域内の農用地であったが、令和7年3月21日付けで農業用施設用地へ用途変更されており、農業用施設としての利用に支障はないと考えます。転用目的が農業用施設で面積が200平方メートル未満の転用であることから農地法第4条第1項第8号の届出があったものです。届出書を審査したところ、必要書類も揃っていることから、高島市農業委員会 会長専決規程 第2条第1項第1号の規定により、令和7年6月10日に届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは本件について、ご意見やご質問は

	ございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、ご意見もないようですので議事日程第3報告第12号の案件を終わります。 次に、議事日程第4。報告事項第13号農地の転用事実に関する照会についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	4ページをお開きください。報告第13号。農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和7年7月10日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示 地番869番1。地目、畑。面積397平方メートル。現況、非農地。番号2。地番21番3。地目、田。面積21平方メートル。現況、非農地。番号3。地番1935番2。地目、畑。面積 0.61平方メートル。他1筆。計、2筆 41.05平方メートル。現況、非農地。番号4。地番9番。地目、田。面積1316平方メートル。他1筆。計、2筆。1513平方メートル。現況、非農地。番号5。地番2639番。地目、田。面積495平方メートル。他1筆。計2筆654平方メートル。現況、非農地。番号6。地番2275番5。地目、田。面積81平方メートル。現況 非農地。番号7。地番2235番1。地目、畑。面積194平方メートル。現況、非農地。番号8。地番1103番1。地目、田。面積 539平方メートル。他1筆。計2筆。643平方メートル。現況、非農地。計8件3544.05平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号8について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば、14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。はい。それでは本件につきまして、ご意見ご質問ございましたら、ご発言をお願いします。 (質疑・意見なし)

会長	ご意見ないようでございますので、以上で議事日程第4. 報告第13号の案件を終ります。 次に、議事日程第5議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局および担当農業委員の皆さんからそれぞれ説明をお願いします。
事務局	6ページをお開きください。高島市農委議案第29号。農地法第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和7年7月10日 高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。7ページをご覧ください。1. 所有権の移転。番号1から番号3は、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。なお、担当委員議案番号が4となっておりますが、3の誤りでございました。たいへん申し訳ございませんでした。この場をお借りしてお詫びさせていただきます。番号1。土地の表示、地番190番1。地目、畑。面積509平方メートル。番号2。土地の表示、地番215番1。地目、畑。面積1085平方メートル。地番215番2。地目、畑。面積132平方メートル。計2筆。1217平方メートル。番号3。土地の表示、地番215番3。地目、畑。面積25平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集3ページから5ページをご参照ください。申請地は、番号1、農地への接道が狭く、大型機械を搬入することが難しく農地を売却したい譲渡人。番号2。遠隔地に居住しており、耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人。番号3。農地が極端に極小で、耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人。と居住地に隣接し、農業の規模拡大を行う上で都合が良いマキノ在住の譲受人が売買により所有権移転するものです。譲受人にあっては、大型農機具も所有しておりますが、水稻の栽培は、知人に作業委託し、自身は野菜や果樹の栽培をしており、今後も申請地において、野菜や果樹を栽培する計画です。申請地は、いずれも自宅周辺にあり、日々の農作物の管理や土地の管理がしやすく、継続的に農作物を作ることが可能であり、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	3番。橋本です。事務局のご説明の通り、何ら問題ないと思いますので、慎重の審議よろしくをお願いします。

事務局	次に参ります。番号４。土地の表示、地番５０３番。地目、畑。面積６６平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ６ページ・７ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しており、利用や管理ができないため、農地を手放したい譲渡人と、居住地に近く、農業の規模拡大を図りたい今津在住の譲受人との間で話がまとまり、贈与により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、大型機械も保有しており、主に水稻を栽培していますが、申請地において、自家消費用としてエンドウ豆やキュウリ・トマトの栽培を計画されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
前川委員	７番。前川です。今事務局の説明の通りでございます、写真７ページの写真にあるように防草シートを敷いてあって管理ができないということで近隣の方が管理するということで、お話がまとまったところでございます。ただいまの事務局の説明のとおりでございますので慎重審議よろしくをお願いします。
事務局	次に参ります。番号５。土地の表示、地番１０２８番１。地目、田。面積６３０平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ８ページから１０ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しており、利用や管理ができなかったことから、これまでから譲受人が居住地の隣地であったこともあり、草刈り等の管理をされていたもので、今回、農地を手放すにあたり、朽木在住の譲受人と話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、管理機をリースにて調達し、今後は、申請地において、自家消費用として、西洋わさびの栽培を計画しています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
上原委員	９番。上原です。現地確認させてもらってきました。●●●●●●●●●●●●さんって書いてるんですよ。私らは●●●●さん●●●●さんって呼んでるんですけども、もう２０年ほど前から、朽木にお住まいで陶芸家です。京都の方で工房を開いたり、販売されたり朽木の道の駅にも出されてる方です。この９ページの地図のように本当に隣接している土地でしてこの譲渡人さんは、もう名古屋の方にお住まいの方やと聞いておりましたので、今までから、事務局の説明のとおり管理をされておりましたので、今

	回買っていただくことになりました。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
事務局	次に参ります。番号６。土地の表示、地番１４６０番１。地目、田。面積２７０５平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１０ページから１２ページをご参照ください。申請地は、非農家で後継者も無く、利用や管理ができず農地を売却したい譲渡人と、これまでから譲渡人の農地を耕作されていた、安曇川在住の譲受人が売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、大型機械も保有しており、今後は、申請地において、家族で水稻の栽培を計画しており、土地改良区からの同意も得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中川委員	１１番中川です。今、事務局が説明いただいたとおり譲渡人と譲受人は同じ集落でありまして、以前からこの土地を耕作をされていました。何ら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。
事務局	次に参ります。番号７。土地の表示、地番７９０番１。地目、田。面積６４１平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１２ページから１４ページをご参照ください。申請地は、相続により所得したが、利用や管理が難しいため、農地を手放したい譲渡人と居住地に近く育苗ハウスの設置や野菜栽培などの利用に何かと都合が良い新旭在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農作業の経験があり、大型機械も保有しており、今後は、両親とともに、申請地において水稻や野菜の栽培を計画しており、土地改良区からも了解が得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	１６番古田卓見です。ただいま事務局より説明いただきましたとおりであります。私も日中、申請者代理人の立会いのもと、現地確認しましたところ、間違いありませんでした。慎重なご審議のほどお願いいたします。
事務局	次に参ります。８ページをご覧ください。番号８から番号１１は、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。番号８。土地の表示 地番７４５番２。地目、畑。面積７．８２平方メートル。番号９。土地の表示 地番７４６番１。地目、田。面積１２７９平方メートル。番号１０。

	土地の表示 地番 7 4 7 番 1。地目、田。面積 1 5 2 3 平方メートル。番号 1 1。土地の表示 地番 7 4 8 番 2。地目、田。面積 1 2 8 9 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 5 ページから 1 7 ページをご参照ください。申請地は、番号 8。面積が小さく耕作や貸借農地としての活用が見込めず、また居住地から離れており、農地の保全管理も難しいため、隣地の売買の機会に併せて当該農地を売却したい譲渡人。番号 9。高齢のため、耕作することが難しく、農地を売却したい譲渡人。番号 1 0。耕作を依頼していた方が高齢となり、今後は頼めそうになく、自身では機械等も保有していないことから、農地を手放したい譲渡人。番号 1 1。農地が点在し作業効率が悪く、用排水の面で不便な農地を売却したい譲渡人。と居住地の正面に位置し、農作業の効率化と栽培管理を行なううえで便利が良い新旭在住の譲受人が売買により所有権移転するものです。譲受人にあっては、大型農機具をリースにて確保する予定で、申請地においてニラの栽培を行う営農計画書が提出されています。申請地は、いずれも日々の農作物の管理や土地の管理がしやすく、継続的に農作物を作ることが可能であり、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められ、許可基準を満たしていると考えます。 なお、いずれの申請地も現在、耕作されていない状態であり、農地を取得後は、草刈りや除草作業の他に、田面をトラクターで耕起し、畑地として利用する農地復元計画書が提出されており、既に土地改良区から同意が得られている状態です。以上でございます。 清水委員 1 7 番清水です。6 月 1 9 日に不動産屋さん仲介業者と立会いのもと現地の確認を行いました。今回のこの譲受人さんは、ちょうど田んぼの向かい側で、中華惣菜の会社を経営しておられ、この会社の敷地ちょうど境界に当たる領域および排水側等は、常に綺麗に整備されておられるため今回購入されましても社員さん上げて排水などの管理をきっちりとしてくださるものと思われます。特に問題ないかと思しますので、ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。 事務局 番号 1 2。土地の表示、地番 6 0 2 番。地目、畑。面積 7 9 平方メートル。地番 6 0 3 番。地目、畑。面積 8 9 平方メートル。地番 1 5 8 8 番。地目、田。面積 3 1 8 8 平方メートル。地番 1 6 2 4 番。地目、田。面積 6 4 4 平方メートル。計 4 筆。面積 3 9 3 0 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 8 ページから 2 1 ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住し、農業経営が難しくなり農地を手放したい譲
--	--

	渡人と新旭に居住し農業の規模拡大を図りたい新旭在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農作業の経験があり、大型機械も保有しており、申請地において、水稻と野菜を栽培する計画で、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
石津委員	１９番石津です。譲渡人さんは、お母様がちょっとご他界されたので、今回、手放すということになったようです。譲受人さんをよく存じておりまして、特に問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
会長	はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。これより「農地法第３条の規定による許可申請について」の審議を行います。本件についてご意見ご質問ございましたら、ご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、これより「農地法第３条の規定による許可申請について」の採決を行います。最初に所有権の移転。番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手

会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号９の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手

会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号１０の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号１１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号１２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議事日程第５議案第２９号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号１から番号１２の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。 それでは次に、議事日程第６。議案第３０号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	９ページをお開きください。高島市農委議案第３０号。農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和７年７月１０日、高島市農業委員会会長。農地法第５条の規定による許可申請について 農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。１０ページにまいります。１．所有権の移転。番号１。土地の表示、３０１番１。地目、田。面積１９７平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２２ページから２４ページをご参照ください。本件は、譲受人がアパートで暮らしていましたが、手狭になってきたことから、双方の実家の近くに、住宅を新築するため、田１筆を売買により譲受け、農地転用する

	ものです。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域が第一種住居地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、北側既設水路へ放流できるよう勾配を配慮して整地することとします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書および土地改良区からも同意が得られている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和7年10月1日から令和8年2月15日の予定です。以上でございます。
前川委員	7番前川です。この案件につきましては、事務局の説明の通りでございます。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
事務局	番号2。土地の表示、1804番2。地目、田。面積1330平方メートル。転用目的、資材置場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の24ページから26ページをご参照ください。本件は、材木業を営む譲受人が、自社の資材置場が手狭になったことから、工場に隣接する田1筆を売買により譲受け、農地転用するものです。農地区分は、農業振興地域内の農用地区域外ではありますが、当該地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の団地の農地の区域内にあることから第1種農地として判断され、立地基準上は許可できないと判断されます。しかしながら、今回の申請においては、資材置場として拡張する部分が、既存施設の敷地面積の1/2を超えないことに該当するため、例外規定に該当し、一体的な利用が確保できるため、やむを得ないと考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、北側にある既設水路と南側は集水柵を設置し、既設水路へ放流する計画で、東側と南側はL型擁壁を設置します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 なお申請地は、昭和59年頃に、農地法の許可を得ずに、残土を盛土して、畑と果樹の栽培および農作業小屋を設置するため、無断転用されており、今後は、関係法令を遵守する旨の顛末書が提出されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和7年7月30日から10月31日の予定です。以上でございます。
浅井委員	15番浅井です。ただいま事務局の説明の通りでございまして、長らく野菜とかを栽培されておられました。けれども今回売買を終えて転用され

	るということで、別に問題ないものと判断いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。本件につきまして、ご意見やご質問はございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、これより「農地法第5条の規定による許可申請について」の採決に入らせていただきたいと思います。番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することについて賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議事日程第6議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請」のあった番号1および番号2の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	それでは、次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたしますが、再開は2時35分とします。 (農業政策課職員：入室)
会長	それでは再開します。次に議事日程第7。議案第31号「農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	11ページをお開きください。高島市農委議案第31号。農用地利用集

農業政策課	積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和7年7月10日、高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画の作成について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画について意見を求める。1、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。2、公告予定年月日、令和7年8月29日。 農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。 農業政策課奥村と申します。農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。農用地利用集積等促進計画。令和7年8月29日。高島市。農用地利用集積等促進計画は12ページのとおりでございます。こちらにつきましても、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。1. 農用地利用集積等促進計画案について。(1) 権利設定農用地は254筆。(2) 権利設定面積は454, 373.03平方メートル。(3) 農地中間管理機構に権利の設定をする者(貸し手)は118名(4) 権利の設定を受ける者(借り手)は41名(5) その他 農用地利用集積等促進計画は14ページから33ページのとおりでございます2. 所有権移転促進計画案について。(1) 所有権移転農用地は4筆。(2) 所有権移転面積は6, 251平方メートル。(3) 農地中間管理機構に所有権の移転をする者(出し手)は3名。(4) 農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者(受け手)は3名。(5) その他 所有権移転促進計画は34ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	はい。ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより議案第31号「農用地利用集積等促進計画の作成について」の審議に入らせていただきたいと思います。はじめに農用地利用集積等促進計画の案。一括方式25ページの番号152から番号154の案件について、審議を行います。法第31条第1項の規定により●番●●●●の退席を求めます。 (●●●● 退席)
会長	はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)

会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、２５ページ、番号１５２から番号１５４の案件についての採決を行います。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第３１号「農用地利用集積等促進計画の作成について」２５ページ、番号１５２から番号１５４の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 （●●●● 入場・着席）
会長	続いて、農用地利用集積等促進計画の１４ページの番号１から２５ページの番号１５１、番号１５５から３２ページの番号２３７の案件についての審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、１４ページの番号１から２５ページの番号１５１、番号１５５から３２ページの番号２３７の案件についての採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第３１号「農用地利用集積等促進計画の作成について」農用地利用集積等促進計画の案（一括方式）１４ページの番号１から２５ページの番号１５１、番号１５５から３２ページの番号２３７の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	続いて、農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）の３３ページ、番号１から番号１５の案件についての審議を行います。法第３１条第１項の規定により、●番、●●●●の退席を求めます。

	(●●●● 退席)
会長	それでは、本件についてご意見やご質問はございましたら、ご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、３３ページ、番号１から番号１５の案件についての採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第３１号「農用地利用集積等促進計画の作成について」農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）の３３ページ、番号１から番号１５の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (●●●● 入場・着席)
会長	それでは、続いて、農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）３３ページの番号１６と番号１７の案件についての審議を行います。本件について、ご意見やご質問がございましたら、ご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、３３ページの番号１６と番号１７の案件についての採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第３１号「農用地利用集積等促進計画の作成について」農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）３３ページの番号１６と番号１７の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。

会長	続いて、農用地利用集積等促進計画の案（所有権移転）３４ページの番号１から番号４の案件についての審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、３４ページの番号１から番号４の案件についての採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第３１号「農用地利用集積等促進計画の作成について」農用地利用集積等促進計画の案（所有権移転）３４ページの番号１から番号４の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	次に議事日程第８。議案第３２号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。 今回につきましても、事務局の方から説明をいただく前に皆さん方に同意をお願いしたいと思います。本案件につきましては、新規４件、継続で１３件ございます。事前に資料等を配布させていただいておりますので、本来ですと、１件ずつご説明を申し上げるのが、本意でございますが、時間の関係もございますので、まとめて提案をさせていただくことにさせていただきます。それでは、まず、一括して提案させていただくことについてご同意をいただけますでしょうか。よろしいですか。 （意見なし）
会長	はい。それではご同意いただいたということでございますので、これより事務局と農業政策課より説明をさせていただきます。
事務局	はい。説明させていただきます。３５ページをお開きください。高島市農委議案第３２号。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和７年７月１０日。高島市農業委員会会長。

農業政策課	農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。 農業政策課、上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。今回申請がありましたのは、市内全域で新規案件として４件、継続案件として１３件です。地域別の内訳といたしましては、高島地域で継続案件２件、安曇川地域で新規案件２件、継続案件４件、新旭地域で継続案件２件、今津地域で新規案件１件、継続案件４件、マキノ地域で新規案件１件、継続案件１件です。 今回多数の方から申請がございましたことから、それぞれの方の経営改善計画の詳細説明につきましては、申し訳ありませんが割愛させていただきます。また、今回、新規案件が４件ありますが、４件とも以前に認定を受けておられましたが、認定期間が満了後に継続更新されていなかったため、今回は新規案件ということになっております。この案件につきましては、農業政策課において聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からは、すでに同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の「農業経営改善計画の概要」の番号１から５４ページ番号１７の案件についての審議を行います。はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の番号１から番号１７の採決を行います。このことについて、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手

会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第32号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の「農業経営改善計画の概要」番号1から番号17の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。ここで、私の方から決済の関係がございましたので、申し添えておきます。本件、皆様方もお目通しをいただいた通り、80歳前後の方も認定農業者として再度認定をされております。なおまた概ね4ヘクタールという部分が1ヘクタールに満たないというふうな状況の方もおられるわけですが、このことにつきましては、事前にお聞きをしておりますとこの認定農業者であることによって、この方の農業経営にプラスになっていくというふうな観点がございましたので、今までの継続ということも含めて認定をさせていただいたと皆様方にお諮りをさせていただいたということでございますので、この点につきましてもお含みおきをいただきたいというふうに思っております。 またこういった類似の案件等ございましたら、もうあの年だから駄目だとか。それだけではなしに、ご本人の経営の状況、それから今後していきたいこと、今この認定農業者でなくなると、どういうふうな不利益になるのか、この辺のところも十分勘案をしていただいた中で、皆さん方の賢明なご判断をお願い申し上げたい。というふうに考えておりますので今後の案件等につきましても、この点をご留意いただきまして、ご審議いただきたい、このように思っております。以上でございます。 それでは以上をもちまして本日予定しておりました議事日程については全て終了とさせていただきます。 長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。 （午後2時50分 議事終了）
----	---

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 15番 _____

議事録署名委員 16番 _____